

定 款

一般社団法人三重県ソフトボール協会

一般社団法人三重県ソフトボール協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人三重県ソフトボール協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県熊野市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三重県におけるソフトボール界を統括し、代表する団体として、ソフトボールの普及及び振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ソフトボールの普及奨励及び競技力向上
- (2) ソフトボールに関する競技会の開催
- (3) ソフトボールに関する代表選手の選考及び派遣
- (4) ソフトボールに関する競技規則の制定
- (5) ソフトボール競技公認審判員、公式記録員及び指導者の養成
- (6) インターネットを活用した広報活動
- (7) アンチ・ドーピングの普及
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第3章 社員

(入社)

第6条 この法人の目的に賛同し、次の団体及び愛好者の中から入社を希望する者を社員とする。

- (1) 市町を単位とするソフトボールに関する団体
 - (2) この法人を通じて公益財団法人日本ソフトボール協会に加盟登録されているチーム
 - (3) 三重県高等学校体育連盟ソフトボール専門部
 - (4) 三重県中学校体育連盟ソフトボール部
 - (5) 公益財団法人日本ソフトボール協会公認審判員、公式記録員又は公認指導者の資格を有し、この法人に登録されている審判員、記録員又は指導者
 - (6) この法人の目的に賛同する学識経験者等
- 2 社員となるには、この法人所定の様式による申し込みを行い、理事会の承認を得るものとする。
- (経費等の負担)
- 第7条 社員は、この法人の目的を達成するために必要な経費の一部を支払う義務を負う。
- 2 社員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。
- (退社)
- 第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前にこの法人に対して予告をするものとするが、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。
- (除名)
- 第9条 この法人の社員が、この法人の名誉を毀損し、若しくはこの法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。ただし、除名対象者には、決議の前に弁明の機会を与える。
- (社員の資格喪失)
- 第10条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
- (1) 退社したとき。
 - (2) 死亡し、若しくは失跡宣告を受け、又は解散したとき。
 - (3) 第7条第2項に定める会費を2年以上滞納したとき。
 - (4) 除名されたとき。
 - (5) 総社員の同意があったとき。
- (社員名簿)
- 第11条 この法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれら付帯説明書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。会長が諸般の事情により招集できない場合は、副会長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求できる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長又は社員総会にて選任された理事がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

3 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(代理)

第19条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

(報告の省略)

第20条 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び社員総会で選任された議事録署名者2名が記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上35名以内

(2) 監事 1名以上

2 理事のうち1名を会長とし、この法人の代表理事とする。

3 会長以外の理事のうち、6名以内を副会長、1名を理事長、10名以内を副理事長とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長は、理事会の決議によって選定する。

3 副会長、理事長、副理事長は、理事会の決議によって選定する。

4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 理事長、副理事長及び理事は、70歳を超えた時点で再任又は新任として選

任することができない。ただし、会長、副会長はこの限りではない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、この定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長、理事長及び副理事長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。会長に事故があるときは副会長が、理事長に事故があるときは副理事長がその職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員として選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事は、次のいずれかに該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、当該決議は、総社員の半数以上の参加であって議決権の3分の2以上の多数をもって行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反または職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 前項の規定により解任しようとするときは、社員総会において決議する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対しては、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第29条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする、この法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする、この法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の後、遅滞なくその取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第30条 この法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる

2 この法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又はこの法人の使用人でない者に限る。）又は監事との間で任務を怠ったことによる賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、100万円以上でこの法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。

(名誉会長、顧問、参与)

第31条 この法人には、名誉会長、顧問、参与を若干名置くことができる。その任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 名誉会長は、理事会及び社員総会の推薦に基づき会長が委嘱し、この法人の重要事項について、会長に意見を述べることができる。

3 顧問は、この法人の会長又は副会長であった者及びソフトボールに関する功労者のうちから、理事会及び社員総会で推薦し、会長が委嘱する。顧問は会長及び理事会の諮問に応ずる。

4 参与は、理事会及び社員総会で推薦し、会長が委嘱する。参与は理事会の諮問に応ずる。

5 名誉会長、顧問及び参与は無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、理事長及び副理事長の選定及び解職

(4) その他定款で定められた事項

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長又は会長の選任する理事がこれに当たる。

会長が不在の場合は、副会長又は副会長の選任する理事がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長、監事が前項の議事録に記名押印する。

(理事会規則)

第39条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又は当定款に定めるもののほか、理事会が規則で別に定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属説明書

2 前項の承認を受けた書類のほか監査報告書を主たる事務所に5年間備え置く。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、定款とともに一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに社員の名簿

(3) 理事及び監事並びに社員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の不配分)

第43条 この法人は、剰余金の配分を行わない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会における総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、社員総会における総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議及びその他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が一般社団法人を清算する場合又は、合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が一般社団法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て国、地方公共団体又はこの法人と類似の事業を目的とする他の公益法人にこの法人が所有する資産を贈与するものとする。

第9章 専門委員会

(専門委員会)

第47条 この法人の業務遂行のために、理事会の決議を経て、各種専門委員会を置くことができる。

(専門委員会の業務)

第48条 専門委員会は、理事会の決議に基づき、所管事項の推進及び処理にあたる。

(委員の選任)

第49条 専門委員会には、委員長その他必要な委員を置く。

2 委員の選任は、理事会に諮り会長が委嘱する。

(委員の任期)

第50条 専門委員会の委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(その他)

第51条 専門委員会について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第52条 この法人の事務を処理するため事務局を設け、事務局長を置く。

- 2 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任免する。
- 3 事務局に関する事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第11章 加盟団体

(加盟)

第53条 次に掲げる団体で、この法人の趣旨に賛同するものは、理事現在数及び社員現在数おのおのの3分の2以上の決議を得て加盟団体となることができる。

- (1) 市町を単位とするソフトボールに関する団体
- (2) 県内に組織されたソフトボールに関する団体

(資格喪失)

第54条 加盟団体は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 脱退
- (2) 加盟団体の解散
- (3) 除名

(脱退)

第55条 加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、総社員の過半数の同意を得なければならない。

(除名)

第56条 この法人は、本会の加盟団体として不相当と認められたときは、理事現在数及び社員現在数おのおのの4分の3以上の決議により会長がこれを除名することができる。

- 2 前項の規定により除名しようとするときは、その団体にあらかじめ通知するとともに、理事会及び社員総会において決議する前に、その団体に弁明の機会を与えなければならない。

(分担金)

第57条 加盟団体は、毎年別に定める分担金を12月末日までに納入しなければならない。

- 2 既納の分担金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

附 則

- 1 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から令和4年3月31日までとする。
- 2 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所 鈴鹿市桜島町1-4-2
設立時社員 瀬尾 勇次

住 所 津市白塚町791
設立時社員 藤本 忠勝

住 所 伊勢市佐八町2122-1
設立時社員 山羽 幸代

住 所 北牟婁郡紀北町相賀285-1
設立時社員 北川 博敏
- 3 この法人の設立時理事及び設立時監事の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 松阪市下村町993
設立時理事 太田 正隆

住 所 津市高茶屋7-9-14
設立時理事 大井 義文

住 所 北牟婁郡紀北町大原354-2
設立時理事 村島 成幸

住 所 熊野市有馬町506-8
設立時理事 雑賀 大策

住 所 志摩市阿児町甲賀3179-3
設立時監事 斎藤晶一
- 4 この定款に定めない事項は、すべて一般法人法、その他法令に定めるところによる。